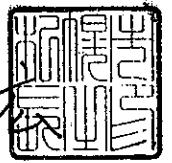


札幌市職員の勤務条件に関する条例及び札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月28日

札幌市長

秋元克



札幌市条例第 2 号

札幌市職員の勤務条件に関する条例及び札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(札幌市職員の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 札幌市職員の勤務条件に関する条例（平成6年条例第39号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第8条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「請求した」を「請求をした」に改め、同条第3項中「請求した」を「請求をした」に改め、同条第4項中「）が、当該子を養育」を「）が、当該子を養育する」に、「介護」を「介護する」に、「における」を「に」に、「中「3歳に満たない」を「及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの」に、「養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」を「養育する」に、「である」を「で」に、「がある」を「が」に改める。
- (2) 第15条第1項中「定める者」の次に「(第18条第1項において「配偶者等」という。)」を加える。
- (3) 第19条を第21条とし、第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。

(介護についての申出があった場合における措置等)

第18条 任命権者は、職員が、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、介護休暇に関する制度、仕事と介護との両立に資するものとして人事委員会規則で定

める制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の介護に関する事項を知らせるとともに、前条の規定による介護休暇の承認の請求及び介護両立支援制度等の利用に係る承認の請求(次条においてこれらを「介護に係る承認の請求」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員が、人事委員会規則で定める期間の始期に達したときは、当該職員に対して、当該期間内に、介護休暇に関する制度、介護両立支援制度等その他の介護に関する事項を知らせなければならない。
- 3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(介護休暇及び介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置)

第19条 任命権者は、介護に係る承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護休暇及び介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護休暇及び介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護休暇及び介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 札幌市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第55号)の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後において第1条の規定による改正後の札幌市職員の勤務条件に関する条例第8条第2項の規定による時間外勤務の制限に関する制度を利用するため、同項の規定による請求(その3歳から小学校就学の

始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。)をしようとする職員は、同日前においても、同項の規定の例により、当該請求をすることができる。